

第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画(案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画(案)に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和2年12月17日(木)～令和3年1月15日(金)

3. 事務局

健康福祉部 社会福祉課

4. 募集の趣旨

宍粟市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV防止に向けた啓発・教育の推進及び被害者に寄り添った支援の実現をめざし、施策や事業を計画的に推進するため、5ヵ年を1期とする「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」を定めています。

この度、より幅広い世代に向け、DVに関する認識や認知度を高めていくため計画の名称を変更し、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画(案)」(令和3年3月策定予定)が整いましたので、市民の皆様からのご意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

なお、皆様からの意見の概要は後日公表します。

5. 公表資料(別添参照)

○第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画(案)

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場所	時間等(募集期間中)
社会福祉課(北庁舎4階)	月～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
北庁舎1階	
各市民局まちづくり推進課	
各保健福祉課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日及び12月27日から1月4日を除く)
市ホームページ	令和3年1月15日(金)まで

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先等(募集期間中)	
持参	健康福祉部社会福祉課	月～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
	各市民局まちづくり推進課	
	各保健福祉課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日及び12月27日から1月4日を除く)
郵送	健康福祉部社会福祉課まで郵送してください。(1月15日必着) 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 健康福祉部社会福祉課 宛	
ファックス	0790-63-3140 (1月15日必着)	
電子メール	jidofukushi-kk@city.shiso.lg.jp (1月15日必着)	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。